

第2編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

(徳島県域)

目次

第2編 海部灘沿岸海岸保全基本計画 (徳島県域)

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	2-1
1-1. 海岸の現況	2-1
1-2. 海岸事業の経緯	2-11
1-3. 現況課題	2-12
2. 海岸の防護に関する事項	2-13
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	2-17
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	2-17
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	2-18

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 (整備対象海岸)	2-20
1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方	2-20
1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価	2-28
2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要	2-31

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然環境特性の概要

- 気象・海象：
 - 年平均気温・年間降水量は、それぞれ約16℃、約1,500mmと比較的温暖で、降水量も少ない。また、沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約18℃である。
 - 純内海性の播磨灘に面し、冬期に季節風の影響を受けるが、波浪は比較的穏やかである。
- 地形・地質：
 - 阿讃山脈の東端が海に迫り平地は少ない。沖合は平坦な地形であるが、海岸沿いは沖合に比べ急峻で、砂浜は狭い状況である。
 - 陸域の地質は砂岩・頁岩の互層からなり、風化されやすい地質である。沖合の底質は砂・泥質が主体である。
- 生物相・水質：
 - 沿岸部の植生はトベラーウバメガシ群集、ウバメガシ-アカマツ群落が主体である。特定植物群落は確認されていない。
 - 自然保護上貴重な動物種としては、日出湾周辺でカブトガニ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅰ類）の生息が確認されている。ただし、確認時期や数等の詳細は不明である。日出湾より東部の沿岸に貝類の生息確認地区が分布している。
 - 小鳴門海峡を中心に沿岸東部で藻場が広がっているが、減少・消滅箇所も確認されている。
 - かつて日出湾に干潟が存在していたが、現在では消滅している。
 - 汚濁負荷量は少なく、CODに係わる環境基準はすべて達成している。
- 自然公園・保護区：
 - ほぼ全域が瀬戸内海国立公園で、沿岸東部のウチノ海を取り囲む島田島と大毛島一帯は、第2種・第3種特別地域に指定されている。沿岸西部の海域は、普通地域に指定され、一部大麻山県立自然公園の区域も含まれる。
 - ウチノ海周辺一帯と日出港北東部の山地が鳥獣保護区、島田島周辺が特定猟具使用禁止区域（銃器）となっている。また、保安林は沿岸域に点在している。
- 海岸景観・文化財：
 - 沿岸東部の島田島及び大毛島一帯は、海峡独特の美しい景観を形成している。鳴門は国指定の名勝地となっている。
 - 埋蔵文化財は、東部沿岸に集中して分布している。



山地が海岸まで迫る地形



海峡独特の美しい
景観を形成する島田島一帯

自然環境特性の整理



山が海まで迫る海岸地形で、沿岸部の植生はウバメガシ・アカマツ群落为主体である。
 全域が瀬戸内海国立公園（普通地域）に指定されている。

瀬戸内海国立公園

ウチノ海を取り囲む一帯は瀬戸内海国立公園（第2種・第3種特別地域）に指定され、海峡独特の景観を形成している。
 小鳴門海峡を中心に藻場が広がっているが、減少・消滅箇所もみられる。

吉野川から那賀川にかけて平野が広がっているため、森林植生はあまり見られない。海岸は砂浜海岸で、河口付近には干潟が残り、干潟を中心に多くの甲殻類や昆虫類が確認されている。
 徳島市や阿南市周辺で多くの藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により、部分的に減少・消滅している。

橋湾、椿泊湾の一帯で、多島海特有の地形を形成している。沿岸部の植生はタブノキ・ヤブニッケイ二次林やウバメガシ二次林が主体で、海域には藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により部分的に減少・消滅している。また、椿泊の干潟では多くの甲殻類が確認されている。
 室戸阿南海岸国定公園に指定され、多島海特有の景観を形成している。また、蒲生田岬のアカウミガメの産卵地や伊島の暖地性植物群落など貴重な自然環境が見られる。

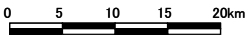
室戸阿南海岸国定公園

太平洋に面して黒潮の影響を大きく受ける地域で、隆起型の岩石海岸が続く。沿岸部の植生は、トベラ・ウバメガシ群落やウバメガシ二次林などが主体である。沿岸のほぼ全域で藻場が広がるとともに、南部の島部でサンゴが確認されている。
 ほとんどの地域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩石海岸や多島海特有の景観を形成している。また、アカウミガメの産卵地やシラタマモの自生地など貴重な動植物が多くみられる。



凡 例

- 主な天然記念物等
- 干潟
- サンゴ
- 藻場
- 自然公園
- 生物の群集地(魚類、甲殻類、昆虫類等)



(2) 社会環境特性の概要

- **土地利用及び人口分布** :
 - 当地域は、県内でも徳島市、阿南市に次いで3番目に人口の多い鳴門市の北部に当たるが、人口は鳴門市東部に広がる市街地（紀伊水道西沿岸）に集中している。
 - 沿岸部の土地利用は、山地が海岸まで迫り山地が主体で、国道11号沿いの谷あい部に漁村集落が点在している。また、小鳴門海峡の西岸沿いに漁村集落が連なって形成されている。

- **交通** :
 - 当該地域の主要道路網は、香川県と県都徳島市を結ぶ形で沿岸部を通る国道11号とウチノ海の周りを通る県道により形成されている。また、関西方面とは、本四連絡道路（神戸ー鳴門ルート）により結ばれており、アクセス性は良好である。
 - 鉄道網は当該地域の中心となる鳴門市中心部には JR 鳴門線が整備され、その接続先となる JR 高徳線は内陸部を通過していることから、鳴門市中心部や JR 鳴門線沿線以外の地域では鉄道の利便性は低い。

- **産業** :
 - 谷あいに漁村集落が形成されている地域であり、第1次産業の割合は鳴門市全体での値より高く、逆に第3次産業の割合は低い。
 - 京阪神の大消費地に近く、水産物の流通上有利な地である。また、観光産業との関連も強い。



関西方面を結ぶ本四連絡橋



大浦漁港背後の漁村集落

社会環境特性の整理



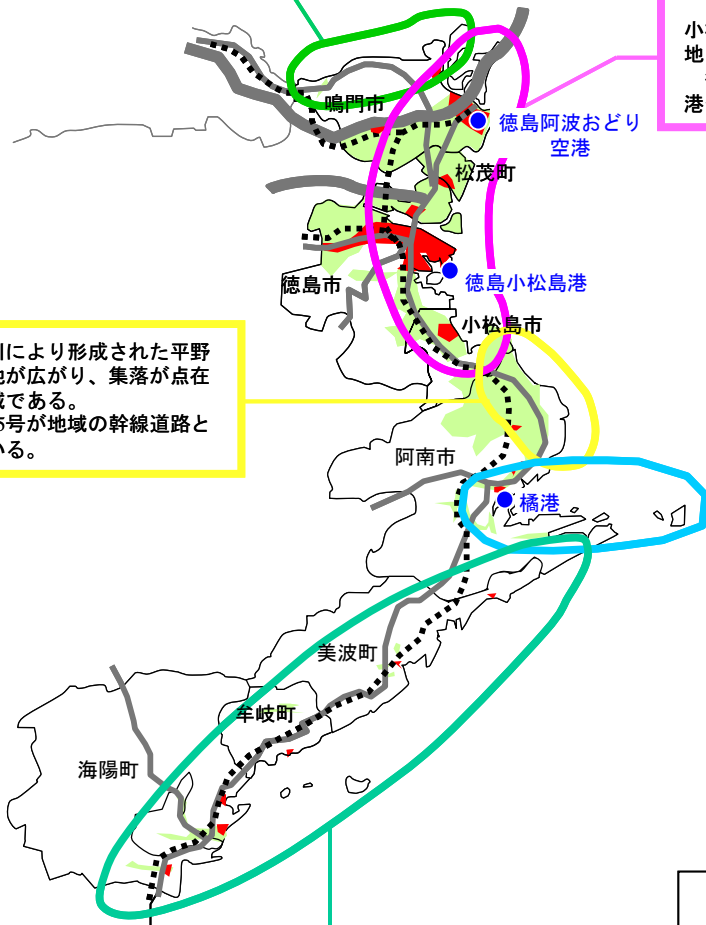
山地が海岸まで迫り、谷あい部に漁村集落が点在している地域である。沿岸部には、香川県と県都徳島市を結ぶ国道11号が走っている。

吉野川により形成された平野部に市街化が進み、県下で最も人口が集中する地域である。
市街地の周辺部では農地が広がり、小松島市の沿岸沿いには工場などが立地している。
徳島市を中心に交通網が充実し、空港や港湾などの拠点が位置する。

那賀川により形成された平野部に農地が広がり、集落が点在する地域である。
国道55号が地域の幹線道路となっている。

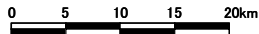
沿岸沿いに漁村集落や工業地帯が形成されている地域である。
国道55号が地域の幹線道路となっているが、橋港より南の半島地域では、山地が海に迫り国道からのアクセスも悪く、漁村が点在している状況である。

沿岸沿いの谷部に集落が点在する地域で、人口減少と高齢化が著しく進行している。
漁業や農業を中心とした第1次産業の割合が高い山間農業地域である。
国道55号が、地域の幹線道路となっているが、美波町の沿岸部は、アクセス道となる主要地方道が非常に狭隘である。



凡 例

- 主な市街地、住宅地利用
- 主な農地利用
- 高速道路
及び本四連絡道路
- 一般国道
- 鉄道



(3) 海岸特性の概要

- **海岸災害：**
 - 瀬戸内海に面した沿岸部での風水害は少ないが、低地が多く潮の干満も大きいことから、第二室戸台風（昭和 36 年）により小鳴門海峡西側で浸水被害を受けている。
 - 徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大 26,900 人に及ぶことが想定されている。
 - 当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間（海面変動 20 cm）は、鳴門市栗田漁港で 61 分である。最大波の津波水位（T.P.）は 2.7 mとなっている。
 - 当沿岸では、南海トラフ巨大地震の津波に対する危険性は小さいと想定されるものの、沿岸部の一部で液状化による被害が発生することが予想される。

- **海岸侵食：**
 - 全体的に海岸侵食を受けており、沿岸西部の折野港海岸で侵食対策を行っている。
 - 土砂の供給源となる河川は、ほとんど見られない。

- **対象外力：**
 - 対象外力は、沿岸のほぼ全域で瀬戸内海を風域の場とする風波となる。



折野海岸



小鳴門海峡

海岸特性の整理



瀬戸内海の風波が対象外力となる地域で、風水害の危険性は低いと想定される。
西部の海岸で海岸侵食の被害を受けており、侵食対策を進めてきた。

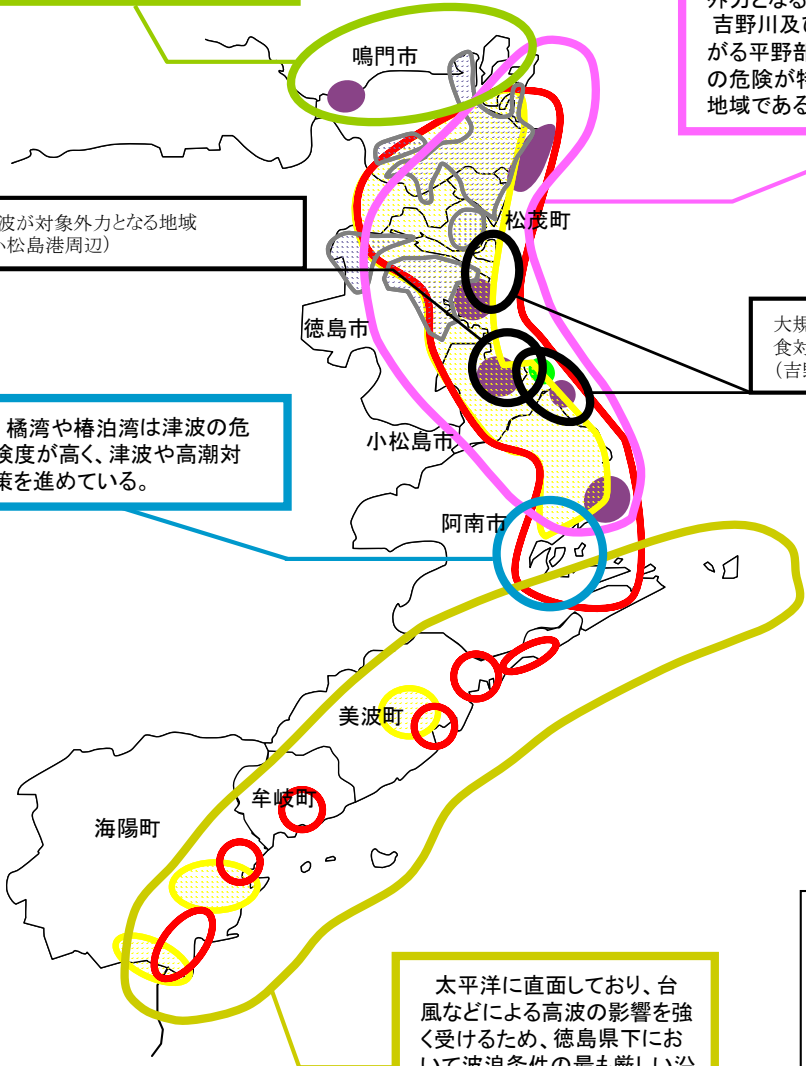
台風に伴う高潮や波浪が対象外力となる地域である。
吉野川及び那賀川の河口に広がる平野部は地震による液状化の危険が特に高いと想定される地域である。

風波が対象外力となる地域
(小松島港周辺)





大規模な侵食を受けており、侵食対策を実施している。
(吉野川・那賀川河口)

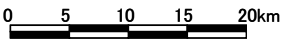
橘湾や椿泊湾は津波の危険度が高く、津波や高潮対策を進めている。

太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため、徳島県下において波浪条件の最も厳しい沿岸である。
津波の危険度が高く、津波や高潮対策が進められている。



凡 例

-  第2室戸台風における浸水被害地域
-  主な海岸侵食地域
-  津波による危険性が高いと想定される地域
-  液状化による危険性想定



(4) 利用特性の概要

- **漁業利用の状況** : ○代表的な漁業は、小型定置網、小型底びき網、刺網等であり、ブランド「鳴門鯛」で知られるマダイをはじめ、スズキ、サワラ、イワシ、アジ、イボダイ及びエビ等を漁獲している。
○大毛島と島田島に囲まれたウチノ海、小鳴門海峡、大毛島海岸及び北灘町沿岸には、浅海養殖漁場としての開発が進み、県下最大の養殖海域となっている。特に、ブランド「鳴門わかめ」で知られるワカメの養殖が盛んで、他にも、ハマチ、マダイ、ノリ及びカキ等の養殖が行われている。
- **観光レクリエーション利用** : ○海水浴場、キャンプ場及びサーフポイントはほとんどないが、釣りやヨットなどの利用が盛んである。
○沿岸東部には、鳴門海峡・鳴門スカイラインなどの名勝地がある。
○沿岸東部で渦開きや渦祭りが行われている。
- **港湾施設の利用** : ○折野港と亀浦港の2つの地方港湾を有するが、亀浦港では貨物の取扱いはなく、折野港の貨物取扱量は260t程度である。
- **主要地域計画及び土地利用希望** : ○主要地域計画としては、ウチノ海での観光・レクリエーション拠点の整備が図られている。また、土地利用希望として、室・撫佐地区での漁港関連整備が挙げられる。

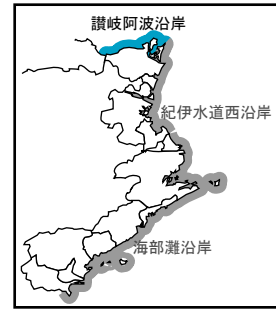


浅海養殖漁業の盛んなウチノ海



沿岸を代表する
名勝地である鳴門海峡

利用特性の整理



漁港が連なる地域である。ウチノ海を中心に浅海養殖漁場としての開発が進んでいる。
海を活用したレクリエーションは、地理条件などから不利な地域である。

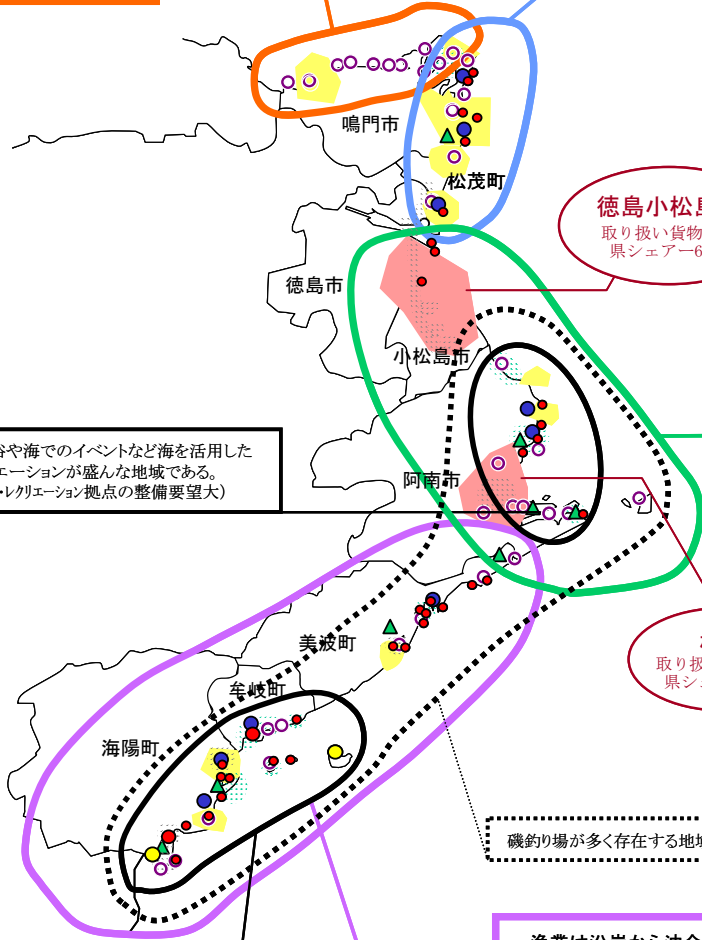
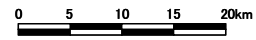
海水浴など海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
県下を代表する観光資源である鳴門海峡が位置する。

海水浴や海でのイベントなど海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
(観光・レクリエーション拠点の整備要望大)

漁業は沿岸漁業が中心で、河口付近ではノリ養殖が盛んに行われている。
港湾機能が充実しており、県シェアの8割以上を占める。

海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
(観光・レクリエーション拠点の整備要望大)

漁業は沿岸から沖合まで幅広い漁業を行っているが、漁港の数は少ない。
レクリエーションとしては、サーフポイントやダイビングスポットが集中しており、海水浴場や釣り場も多い。



徳島小松島港
取り扱い貨物量の県シェア69%

橘港
取り扱い貨物量の県シェア13%

凡例

- 海水浴場
- ▲ キャンプ場
- サーフポイント
- ダイビングスポット
- 重要港湾
- 地方港湾
- 漁港

主要地域計画及び土地利用希望

- (観光・レクリエーション)
- (その他)

(5) 住民意識の概要

- 全 般 :
 - 防護では、景観に配慮した上での積極的な整備を望む声が最も高く、またレクリエーション利用要望も高い。
 - 海辺の将来については、利用面の充実を図るとともに、ソフトによる環境保全の充実への要望が高くなっている。
 - 海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討などの意見が挙げられている。

- 防 護 :
 - 被災経験があると答えた人の割合が高く、日頃から危機感をもっている人の割合も高い。
 - 整備の方向性としては、自然環境等に配慮した上での整備を望む声が多い。また、全体的に改善志向が強く、特に景観の改善を望む声が多い。
 - 整備の手段としては、沖合いでの防護を望む声が多い。

- 環 境 :
 - 景観や生物生息環境が悪くなったと感じる人の割合が高い。
 - 守ってほしい動植物としては、「松林」・「ハマボウ」など植物が多い。動物では「貝類」が挙げられる。
 - 自然の環境を守る意識としては、海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が多い。
 - 海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復などの意見が挙げられている。

- 利 用 :
 - 現状では、海岸の来訪度は高いものの、「散歩」・「海水浴」・「遊び」など利用がしにくい状況にあると感じる人が多い。
 - 海岸施設の要望としては、「道路」・「魚釣り」・「水族館」の順に挙げられている。レクリエーションの希望としては、「散歩」・「潮干狩り」・「魚釣り」の順で多い。
 - 整備の方向性としては、レクリエーションなどの利用面での要望が多い。



ウチノ海を臨む
高島地先海岸沿いの散策路



大須海岸での沖合い防護対策

住民意向の整理

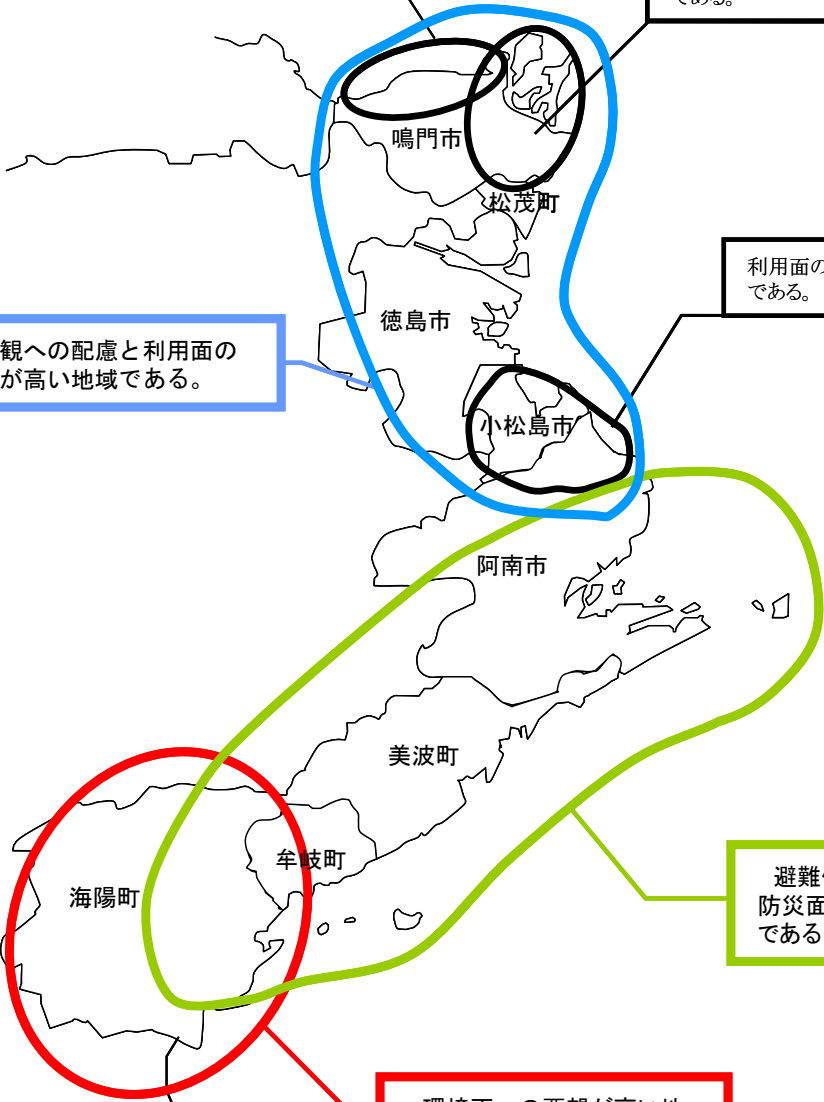


景観に配慮した上での防護施設整備の要望が高い地域である。

モラルの向上など、ソフト的な環境配慮の要望が高い地域である。

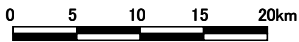
景観への配慮と利用面の要望が高い地域である。

利用面の要望が高い地域である。



避難体制の充実を含め、防災面の要望が高い地域である。

環境面への要望が高い地域である。



【共通】
・海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討、自然環境への配慮が求められている。
・津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。

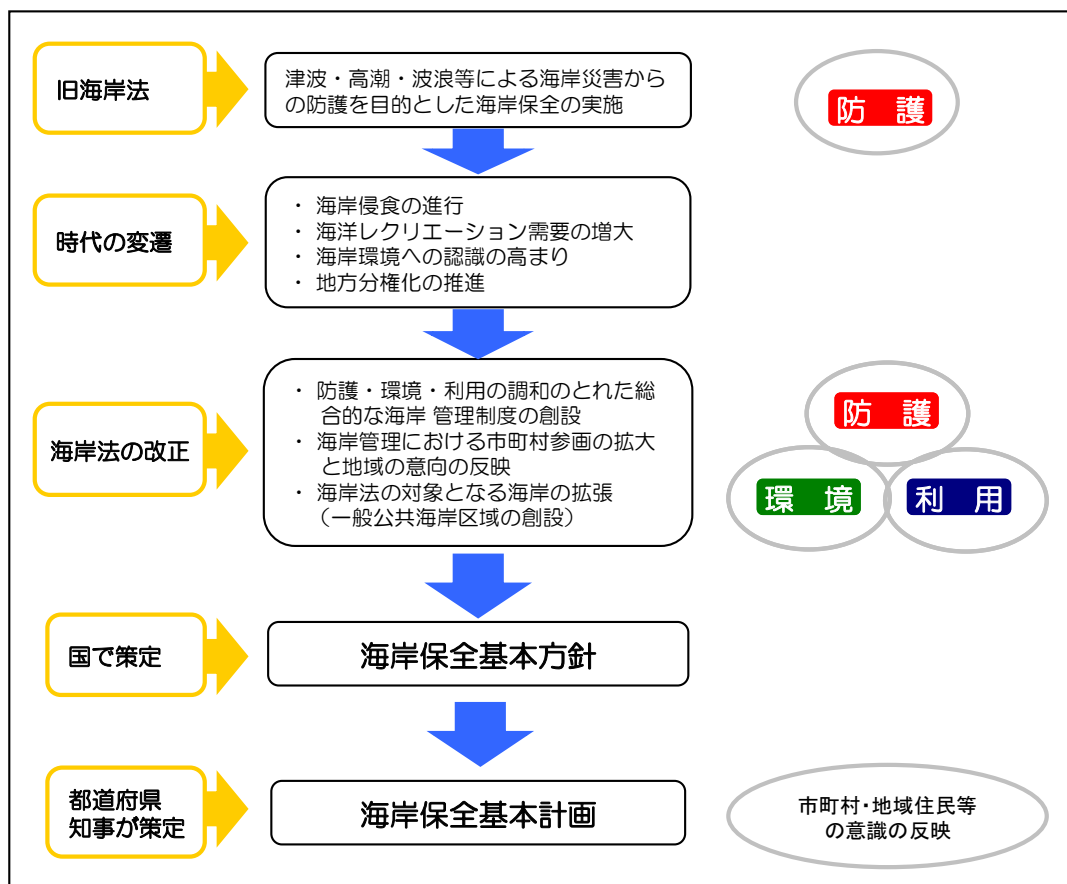
1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全施設の整備は、昭和 30 年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和 31 年の海岸法制定後、昭和 35 年のチリ津波や昭和 36 年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の新改築を行ってきた。

その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和 40 年代頃から突堤や離岸堤等の整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成 11 年に海岸法の一部改正が行われ、従来の「防護」目的に、「環境」と「利用」の 2 つが追加された。

徳島県では、平成 9 年 3 月に「徳島県沿岸域保全利用指針」を策定するとともに、平成 15 年 12 月に「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の海岸保全基本計画を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全に努めてきた。



1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

波浪の比較的穏やかな瀬戸内海に面しているが、背後に香川県と県都徳島市を結ぶ国道 11 号や集落が存在する区間については、波浪に対する安全性の確保が必要である。

第二室戸台風の高潮によりウチノ海周辺では浸水被害を受けており、高潮に対する安全性の確保が必要である。

海岸侵食については、幅の狭い砂浜の保護とともに自然景観に配慮した防護対策が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

(2) 環境面での課題

ウチノ海を取り囲む島田島と大毛島一帯は、瀬戸内海国立公園の第 2 種・第 3 種特別地域に指定されており、特に自然環境の保護に対する配慮が必要である。

沿岸東部では小鳴門海峡を中心に藻場が広がっているが、減少・消滅箇所も確認されており、藻場の保護・保全に配慮する必要がある。また、海峡独特の美しい自然景観の保全が必要である。

(3) 利用面等での課題

現在、海辺でのレクリエーション空間が少なく、また海辺に近づきにくい海岸が多い状況である。地域住民と海岸とのつながりを深めるとともに、漁村集落などの生活環境の向上を図るため、海岸におけるレクリエーション空間の創造や利便性の向上への配慮が必要である。

また、京阪神の大消費地に近く、水産物の流通上の有利性を活かした漁業振興や観光面での連携が必要である。

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- 国道 11 号や集落が存在する海岸では、台風に伴う波浪に対する安全性の向上に努める。
- ウチノ海周辺では、台風に伴う高潮に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。
また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- 地震・津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- 海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。
- 水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- 津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」への指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- 海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

< 海岸防護の目標 >

◆防護すべき地域◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。
- ・津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」。
【平成 26 年 3 月 11 日指定】

◆防護水準◆

(1) 高潮・波浪

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- ・地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

(2) 侵食

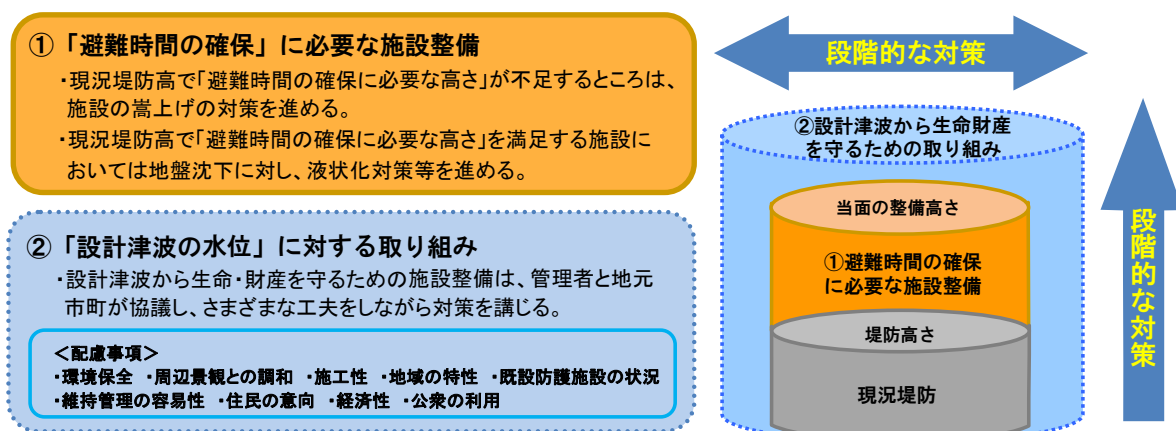
- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- ・背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	高潮		侵食
		設計高潮位	計画波浪 H_0' (換算沖波)、 T_0' (周期)	
No. 1~No. 11	鳴門市	T.P.+2.30~+2.70m	H_0' =2.2m~3.5m T_0' =6.0s~7.6s	現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
No. 12~No. 21	鳴門市	T.P.+1.45~+2.40m	H_0' =0.6m~3.4m T_0' =2.9s~7.6s	

(3) 地震・津波

- ・「設計津波 (L1 津波) の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。

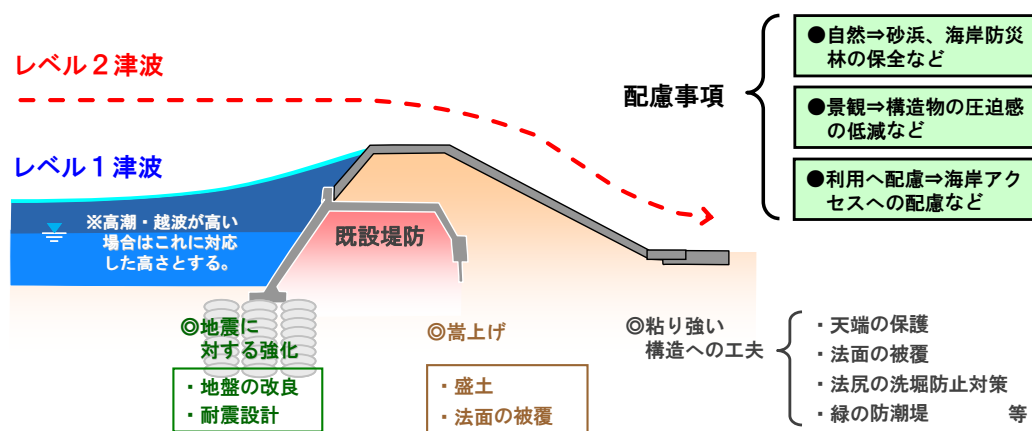


※「避難時間」は、「設計津波 (L1 津波) の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

■コラム ～新しい津波対策の考え方～

- ・今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。
- ・海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）に対して整備する。
- ・発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造への工夫を図る。

【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】



【二つのレベルの津波】

最大クラスの津波（L2 津波）

○津波レベル

- ・発生頻度は極めて低い。発生すれば甚大な被害をもたらす。

○対策の基本的な考え方（減災）

- ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策。

○対策内容

- ・率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携 等）
- ・避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路 等）
- ・津波防護施設の指定（道路嵩上げ 等）

比較的発生頻度の高い津波（L1 津波＝設計津波）

○津波レベル

- ・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

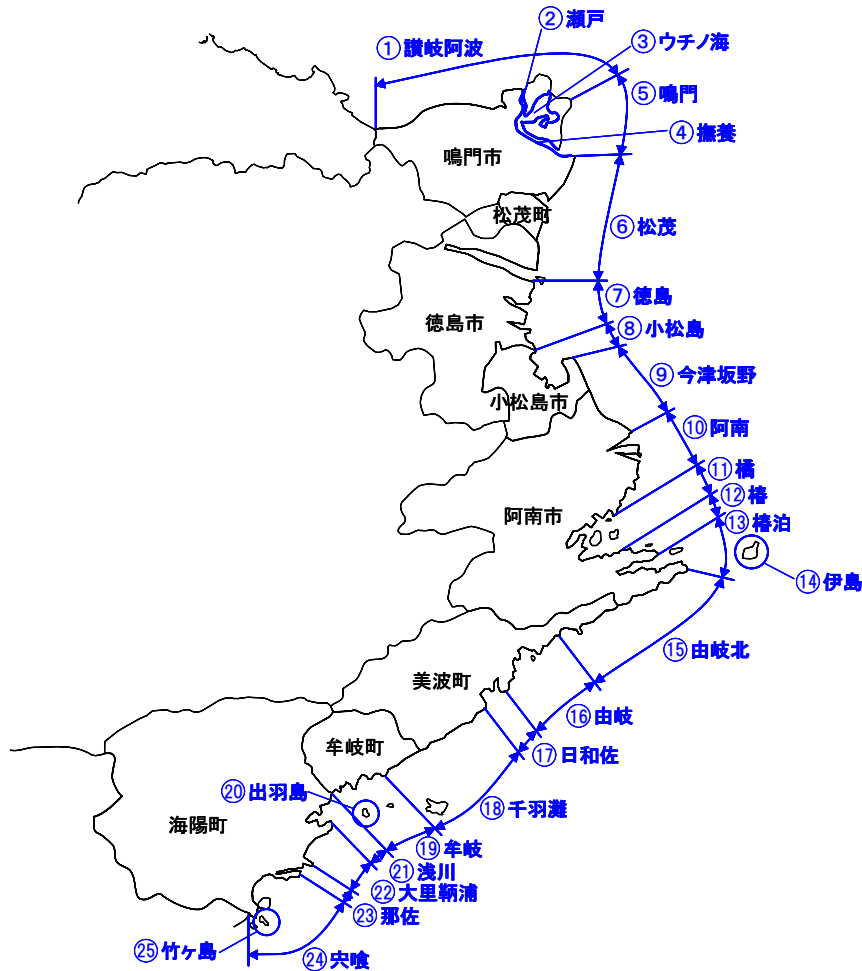
○対策の基本的な考え方（防災）

- ・人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。

○対策内容

- ・施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備 等）

<津波に対する防護水準>



単位:m(TP)

地域海岸名	設計津波の水位 ※1	避難時間を確保するための高さ	津波>高潮のチェック ※2	現況堤防高 ※3	最大クラスの津波高 ※4
1 讃岐阿波	2.0	1.1	高潮波浪	1.5~5.4	2.7
2 瀬戸	2.1	1.1	高潮波浪	0.8~4.3	
3 ウチノ海	2.0	1.1	高潮波浪	1.0~3.4	
4 撫養	2.9 (3.1)	1.0	高潮波浪	1.1~4.9	8.2
5 鳴門	2.9	0.9	高潮波浪	3.3~6.7	
6 松茂	3.8	0.9	高潮波浪	4.1~11.3	6
7 徳島	2.9	0.9	高潮波浪	3.7~6.3	6.2
8 小松島	3.6	0.9	高潮波浪	1.7~7.7	5.5
9 今津坂野	4.9	1.7	高潮波浪	3.0~7.9	5.1
10 阿南	4.1	2.8	高潮波浪	4.0~6.1	
11 橋	7.3 (6.5)	3.2	津波	1.9~4.6	11.9
12 椿	5.2	2.8	津波	2.0~3.7	
13 椿泊	4.8 (7.6)	3.5	津波	2.3~8.0	
14 伊島	2.8	2.5	高潮波浪	6.1~9.5	6.2
15 由岐北	5.9	5.6	高潮波浪	3.3~8.7	20.9
16 由岐	6.3 (7.3)	5.3	高潮波浪	2.1~8.1	12.3
17 日和佐	6.0 (5.2)	4.9	高潮波浪	1.3~9.2	9.8
18 千羽灘	4.3	4.0	高潮波浪	2.7~5.7	
19 牟岐	5.9	4.4	高潮波浪	1.7~7.0	13.4
20 出羽島	4.7	3.3	高潮波浪	4.4~7.6	
21 浅川	6.0 (5.0)	4.3	津波	1.2~7.2	10.5
22 大里鞆裏	4.5	4.5	高潮波浪	1.7~10.0	8.1
23 那佐	5.6 (4.3)	3.6	津波・高潮	1.2~5.4	
24 穴喰	10.3 (13.1)	5.7	津波	1.4~8.5	18.4
25 竹ヶ島	8.6	4.2	津波	1.7~9.0	

※1 中央防災会議 2003 モデル(宝永地震タイプ)を対象地震。少数第2位で切り上げて設定。()は地域海岸内に細分して設定した区間の設計津波の水位。

※2 堤防等の計画にあたっては、「高潮・波浪に必要な高さ」と「設計津波の水位」の両方を検討する必要がある。

※3 一つの地域海岸には、複数の海岸保全区域があり、海岸の利用状況や整備水準が異なるため、現況堤防高に幅がある。

※4 H24.10.31「徳島県津波浸水想定」の公表値。

出典：「徳島県設計津波の水位（平成 25 年 3 月）」

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

- 最新の知見に基づき、様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

〔 「生物多様性基本法」 平成 20 年 6 月施行
「生物多様性とくしま戦略」平成 25 年 10 月策定 〕

- 島田島や大毛島一带の瀬戸内海国立公園（第 2 種・第 3 種特別地域）内においては、日出湾周辺や小鳴門海峡を中心とした藻場や海峡特有の自然環境・景観の保全に努める。

- 自然環境の維持や保全を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

〔 「海岸漂着物処理促進法 平成 21 年 7 月 15 日施行」
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け 〕

- 小鳴門海峡を中心とした藻場の保全に努めるとともに、良好な水質の維持を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

< 利用面での基本方針 >

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。

- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。

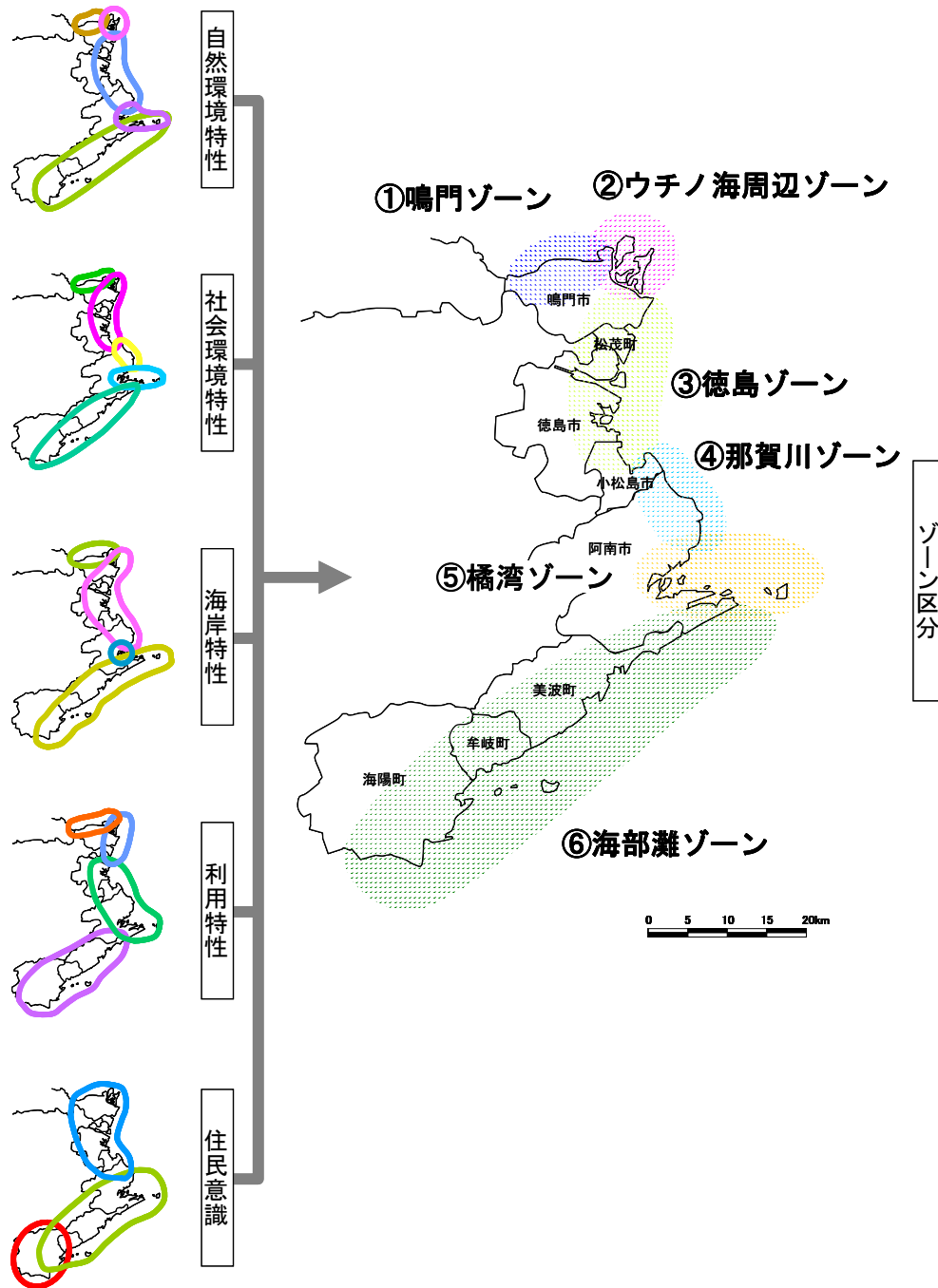
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

- 水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、讃岐阿波沿岸（播磨灘：徳島県域）は、①鳴門ゾーンと②ウチノ海周辺ゾーンの2つのゾーンに位置づけている。各ゾーンの基本方針を次頁に示す。



①鳴門ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業生産・生活環境・海岸景観の向上への配慮

【防護の方針】

- 国道 11 号や集落の波浪に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる砂浜の保全・回復に努める。

【環境の方針】

- 景観面に配慮した施設整備に努める。
- 美化活動などモラルの向上に対する啓発に努める。

【利用の方針】

- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

②ウチノ海周辺ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海的环境保全

【防護の方針】

- 小鳴門海峡における津波・高潮対策に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 海峡独特の海岸景観の保全に努める。
- 小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

【利用の方針】

- 水産物流上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
- 海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。